

	契約用
○	業者用

東車両基地酸素濃度計点検
業務委託仕様書

令和7年度

(高)車両課 大谷地検修係)

令和7年9月	札幌市交通局	札交車25第2178号
--------	--------	-------------

1 適用

本仕様書は、札幌市交通局高速電車東車両基地タイヤ作業場に設置している酸素濃度計の点検業務に適用する。

2 業務実施・検査場所

札幌市交通局高速電車東車両基地
札幌市厚別区大谷地東6丁目1番1号

3 履行期間

着手の日から令和8年3月31日まで
基地での作業は、1日間で終わる事。

4 業務内容

- (1) 設置状態を確認し、酸素濃度計本体・電気配線等に異常がないか点検する。
- (2) 酸素濃度計のセンサー部(OS-BM1)-2個、無停電電源装置(SXU-ZA501-S1A又は同等品)-1台を新品と交換する。
- (3) 校正用ガスを用いて、センサー感度・警報動作等の確認を行う。

5 点検対象

酸素濃度計(OX-600)2台

6 提出書類

- (1) 業務着手届……………着手と同時
- (2) 業務主任経歴書……………着手と同時
- (3) 労災関係届出書類……………着手と同時(年度更新申告書の法定様式の控えの写しで可)
- (4) 検査成績表……………作業終了後速やかに
- (5) 業務完了届……………完了と同時
- (6) 作業工程写真……………完了と同時
- (7) その他当局が必要とするもの……………その都度

7 業務実施上の留意事項

校正用ガスを使用する際には、タイヤ作業場のドアを開けて吸排気装置を起動し、酸素欠乏防止に充分留意すること。

8 経費の負担

電気・水道等は委託者の負担とするが、業務に必要な交換部品(酸素濃度計のセンサー部、無停電電源装置)、工具類・消耗品類は受託者の負担とする。

9 再委託

受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって業務の性質上、再委託が発生する場合は契約締結後直ちに委託者へ申し出ること。委託者がやむを得ないと認めた場合は再委託承諾願(指定様式)を書面にて提出し、委託者から再委託承諾通知により承諾を得なければならない。

10 疑義の解釈

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と十分協議すること。

11 札幌市環境のマネジメントシステム運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」(別添)を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

以上

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていただきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

